



公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金助成金 (愛称：あいちモリコロ基金)

平成19年度及び平成20年度募集要項 (平成19年10月募集)

あいちモリコロ基金

1. あいちモリコロ基金の成り立ちと目指すもの

この基金は、愛・地球博(2005.3.25～9.25)の収益金をもとに設置されました。愛・地球博は、NPOやボランティア等多数の市民参加に支えられ、成功を収めました。市民の自発的な取組みの機運の盛り上がりそのものが愛・地球博の大きな成果とも言えるでしょう。

この成果を受け継ぎ一層発展させるため、地元4団体(愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所、社団法人中部経済連合会)は、市民による社会貢献活動を広く支援する基金を設けることを決めたのです。

今後約10年間、市民の自発的な社会貢献活動を支援し、そのかけがえの無い生活や環境を自分たちみんなで良くしていく動きを確かなものとする事で、持続可能な社会の創造を目指します

2. みんなで受け継ぎ、広げる愛・地球博の理念

助成対象となる活動は、愛・地球博理念を継承発展させるに相応しい活動、言い換えれば、より良い社会づくりを目的とする市民の自発的な参加に基づく取組みです。

愛・地球博とは直接には関わりの無かった団体でも、一見万博とは関係なさそうな身近な課題の活動でも、応募は歓迎です。熱い思いを上手に伝えて助成金に挑戦してください。標準的な「展開期活動」の外に、団体誕生の初期段階の支援や、行政・企業との協働活動の支援、大規模活動の支援のメニューを用意しています。

また、市民の色々な活動を支援する取組みも助成対象です。例えば、当基金の助成対象団体の活動を支援する試みにも期待しています。

	対象となる活動期間	活動区分	内容	助成率(以内)	助成額(上限)	選考方法	助成件数(目安)
(A) 19年度活動用	平成20年1月から	①初期活動	活動開始後3年以内の団体等の活動。 年2回募集	10/10	30万円	書類審査のみ	100件
(B) 20年度活動用 (展開期・行政・企業との協働活動・大規模活動)	平成20年4月から	②展開期活動	一般社会貢献活動	8/10	100万円	書類審査及び公開審査	50件
		③行政、企業との協働活動	対等な立場で協働する活動。行政、企業には支援しない	10/10	100万円		7～8件
		④大規模活動	上記②、③のうち十分な事業経験や知識等があると認められる団体等が行う大規模な活動	② 8/10 ③ 10/10	500万円		

注① (A)と(B)を同時に申請できません。

注② 20年度活動用の「初期活動」は、20年1月に募集の予定です。

3. 応募資格と対象活動

行政と企業を除き、愛知県とその隣接の岐阜県、三重県、静岡県及び長野県内の5人以上の団体・グループです。法人格は無くても構いません。

ただし、愛知県以外の団体・グループは、愛知県内の団体・グループと共催で活動を行うことが応募の要件に加わります。

市民の自発的な社会貢献活動全般が対象となる間口の広い助成制度です。環境や国際交流だけではなく、福祉、文化、教育、経済等社会のあらゆる分野の取組みが助成対象と成り得ます。

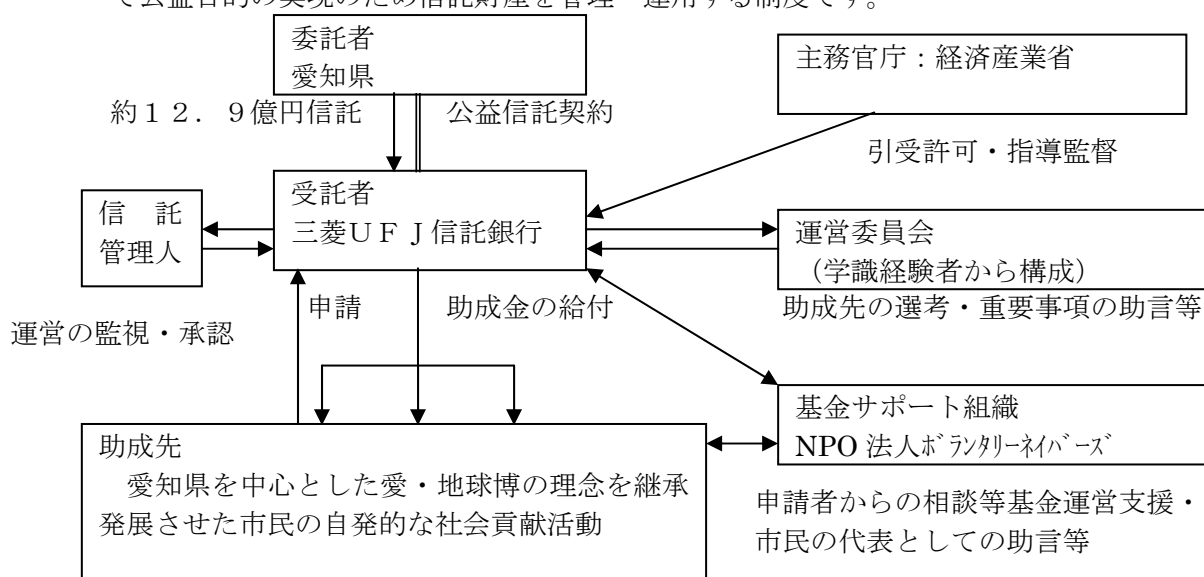
4. 助成金の仕組み

基金は、透明性、公平性を確保し、弾力的な運用を図るため、公益信託方式で設けられました。地元4団体を代表する愛知県を委託者として、愛・地球博の理念を継承発展させる市民の自発的な社会貢献活動を支援することを目的として、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として平成19年8月30日に公益信託契約を締結しました。

基金の管理運営は、受託者が行いますが、助成先の選考や基金の運営に関する事項は学識経験者からなる運営委員会の助言に基づき運営されます。また、助成先などの公益信託の受益者の保護を図るため、信託管理人を設置し、基金の運営の監視や重要事項の承認を行います。

公益信託とは

個人、法人等が公益を目的として一定の財産を信託法に基づき、受託者に信託し、受託者によって公益目的の実現のため信託財産を管理・運用する制度です。



<< 目次 >>

1. 助成対象者	3頁
2. 助成対象となる活動	3頁
3. 助成活動の実施エリア	4頁
4. 助成の種類・助成額・支援期間	4頁
I 平成19年度募集	4頁
II 平成20年度募集	5頁
5. 助成金の対象経費	5頁
6. 募集期間・募集要項・申請書用紙	6頁
7. 選考方法	7頁
8. 選考基準	7頁
9. 審査結果通知	8頁
10. 助成金の給付	8頁
11. 実績報告書等の提出	9頁
12. 活動成果の公开发表について	9頁
13. 助成金の返還	9頁
14. その他留意事項	9頁

1. 助成対象者

愛知県及び隣接県内（岐阜、三重、静岡、長野の4県）の団体及びグループ（5人以上。法人格の有無は問いません。以下「団体等」といいます。）です。

なお、法人格の無い団体又はグループの場合は、次の①、②の提出が可能な者が助成対象者となります。

- ① 団体及びグループの定款、寄附行為、会則、規約又はこれらに類するもの
- ② 役員等名簿（役員が5名に満たない又はいない場合は、構成員を含めて5名以上の氏名と住所を記したもの）

次に該当する者は除きます。

- (1) 行政及び企業
- (2) 責任者、連絡先等が明確でない者
- (3) 助成金の管理能力に欠けると認められる者
- (4) 事業報告書等の所轄庁への提出を怠るNPO法人等、法令遵守に問題の認められる者

なお、隣接県内の団体等の場合は、愛知県内の団体等と共催で行なう活動に限られます。この場合共催とは、愛知県内の団体等を含む二以上の団体等が共同で行う活動をいいます。ただし、協賛又は後援の場合は助成対象としません。

また、団体及びグループが、実行委員会等を結成して活動する場合は、次の①～③の提出が可能な者が助成対象者となります。

- ① 実行委員会及び参加各団体及びグループの会則、規約又はこれらに類するもの
- ② 実行委員会の役員等名簿（役員が5名に満たない又はいない場合は参加各団体及びグループ構成員を含めて5名以上の氏名と住所を記したもの）
- ③ 実行委員会の事業計画書及び収支予算書（案で可）、参加各団体及びグループの直近の年度の事業報告書及び収支決算書（写しで可）

2. 助成対象となる活動

(1) 愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい市民の自発的な参加に基づく社会貢献活動で次に掲げる活動とします。

- ① 環境の保全を図る活動
- ② 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ③ 社会教育の推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ まちづくりの推進を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 国際協力の活動
- ⑨ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑩ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑪ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑫ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑬ 科学技術の振興を図る活動
- ⑭ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- ⑯ 消費者の保護を図る活動
 - ⑰ 前各号に掲げる活動を行う団体等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (2) 次に掲げる活動は助成対象としません。
- ① 営利を目的とする活動
 - ② 特定の個人又は団体のみ利益に寄与する活動
 - ③ 地域住民の親睦会や交流行事などのイベント
 - ④ 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動
- (3) 同一の活動について他の機関から助成金を給付されている活動その他収入を得ているであっても助成対象とします。
- ただし、この場合、本基金からの助成金と他の助成金及びその他助成対象活動によって生じる収入の合計額が、本基金で助成する活動の事業費総額を上回ってはならないこととします。

3. 助成活動の実施エリア (表1参照)

愛知県内での活動を対象とすることを原則とします。

ただし、次に掲げる場合は愛知県外の活動であっても対象とします。

- (1) 隣接県(岐阜県、三重県、静岡県及び長野県)における活動で、その活動の成果が愛知県内に及ぶ場合
- (2) 愛知県民を主たる対象とした現地研修等の社会貢献活動を愛知県及び隣接県外で行う場合
- (3) 海外での活動であって、国際協力・貢献活動等の場合

4. 助成の種類・助成額・支援期間 (表2参照)

I 平成19年度募集

※ 平成19年度活動の募集は「初期活動」助成に限定します。

(1) 「初期活動」助成

- ① 申請受付日現在で活動期間3年を超えない団体等が行う、愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動に対する助成
- ② 上限30万円(助成対象事業費の10分の10の範囲内で助成)

(2) 助成金の総額

年間3,000万円程度

※ 申請の状況等により総額が変更されることがあります。

(3) 助成の対象となる活動

平成20年1月から平成20年9月までの間に行う活動を助成対象とします。

(4) 支給回数の制限

「初期活動」助成の場合は、支給を受けられるのは1回限りとします。今回「初期活動」で助成を受けた団体等は以降、「初期活動」の申請はできません。

また、同時期に募集している平成20年度(展開期・協働・大規模の各活動)を併せて申請することはできません。

II 平成20年度募集

「展開期活動」、「企業又は行政との協働活動」及び「大規模活動」の募集について
※ なお、20年度前期募集の「初期活動」助成の募集時期は、20年1月の予定です。

(1) 「展開期活動」助成

- ① 愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動に対しての助成
- ② 上記①の活動を支援する活動に対しての助成
- ③ 上限100万円（助成対象事業費の10分の8の範囲内で助成）

(2) 「企業又は行政との協働活動」助成

- ① 企業又は行政と協働して行う愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動に対しての助成
- ② 助成の対象となる活動は、団体等と企業又は行政とがそれぞれの立場から双方とも主体的に取り組む協働事業とします。（協働する企業又は行政の経費負担が、助成申請者への補助金等の金銭の給付のみにとどまって双方の主体的な取組と言えない場合は、助成の対象にはなりません。また、「後援・協賛」も助成の対象外です。）
- ③ 上限100万円（事業費の10分の10の範囲内で助成）

(3) 「大規模活動」助成

- ① 上記（1）又は（2）において、影響力の大きな活動、先進的なモデルとなる活動で、十分な事業経験や知識等があると認められる者（過去に他基金の活用や行政や企業との協働による同規模の活動の実績があるなど、十分な成果を挙げたと認められる場合）が行う大規模な事業に対する助成
- ② 上限500万円（上記（1）においては助成対象事業費の10分の8、上記（2）においては助成対象事業費の10分の10の範囲内で助成）

(4) 助成金の総額

年間1億2,000万円程度（初期、展開期、協働、大規模の各活動の年間合計）
※ 申請の状況等により総額が変更されることがあります。

(5) 助成の対象となる活動期間

平成20年4月から平成21年3月までの間に行う活動を対象としますが、1年を超えることが予定される活動は、平成23年3月までを限度として1回の申請による助成対象活動にできます。

(6) 支給回数の制限

同一の団体等が支給を受けられる回数の制限は「初期活動」助成を除き設けません。ただし、同一の内容の活動について、助成金の給付を受けられるのは、今回を含め累計で3回までとします。「初期活動」助成による支給を受けられるのは1回限りとします。

また、同時期に募集される平成19年度初期活動を併せて申請することはできません。

5. 助成金の対象経費

助成金の対象となる経費は、助成金を受けようとする団体等が助成対象事業の実施に直接必要とする経費で、次の経費をいいます。

経 費 名	経 費 の 内 容
(1) 外部講師謝金	外部から招へいた講師や指導者に支払う謝金
(2) 旅費交通費	交通費実費、宿泊費等
(3) 会議費	会議施設使用料、資料代等
(4) 備品購入費	活動に主要な役割を果たす物品の購入費用
(5) 機材等借上げ料	活動に短期的に必要な機材の借上げ料
(6) 人件費	技術、知識や役務を提供する者に支払う経費
(7) 委託外注費	申請者では不可能な技術・知識を要する作業等の委託費等
(8) 通信費	郵便送料、電話通信料等
(9) 事務費等	事務用品、消耗品等

なお、原則として項目間の流用は認められません。(単価の変動等で項目毎に生じる20%以内又は3万円以内の軽微な増減を除く。)

団体等の管理運営費など、助成対象事業の実施に直接必要となるものではない経費については、助成対象外とします。10万円以上の備品購入費の場合、購入によることが適切で助成対象事業の実施に欠くことができない物のみが助成対象となり、購入後5年間は処分が禁じられます。

「展開期活動」、「企業又は行政との協働活動」又は「大規模活動」の助成申請を行う場合には、対象経費のうち(4)及び(5)については、事前にその価格のわかる資料を入手・添付してください。

また、本助成金により購入した備品には、本公益信託からの助成対象である旨を示すシール等の貼付・表示を義務付けすることとします。本助成金により作成したチラシ、パンフレット、報告書等の印刷物などには、「この事業は、愛・地球博開催地域社会貢献活動基金の助成金を受けています。」との表示をしていただきます。

6.募集期間・募集要項・申請書用紙

(1) 募集期間

平成19年度「初期活動」及び平成20年度「展開期活動・企業又は行政との協働・大規模活動」について

平成19年10月1日(月)から平成19年10月31日(水)まで

(平成19年10月31日消印有効)

※ 募集期限を経過したものについては、審査対象となりませんのでご注意ください。

(2) 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、(3)に記載の申請書郵送先に郵送してください。ただし、法人格の無い団体・グループで③④を作成していない場合は、①②のみの添付でもさしつかえありません。

- ① 団体・グループの定款、寄附行為、会則、規約又はこれらに類するもの
- ② 役員等名簿(役員が5名に満たない又はいない場合は、構成員を含めて5名以上の氏名と住所を記したものの)
- ③ 直近の年度の事業報告書及び収支決算書(写しで可)
- ④ 申請年度の翌年度の事業計画書及び収支予算書(案で可)

なお、事務局からの照会対応のため、申請書の写しをお手元に保存してください。

(3) 申請書郵送先

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目21-24

三菱UFJ信託銀行株式会社 名古屋法人営業部 「あいちモリコロ基金係」宛
※ 申請書の受領通知は送付しませんので、配達記録郵便でご郵送ください。

FAX・メールでは受付しません。

(4) 募集要項・申請書用紙

- ① 本公益信託ホームページから募集要項・申請書用紙をダウンロードすることができます。

<http://www.morikorokikin.jp>

- ② 募集要項・申請書用紙の郵送を希望の方は、次にFAXにてご請求ください。

本公益信託受託者

三菱UFJ信託銀行株式会社名古屋法人営業部 「あいちモリコロ基金係」宛

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目21-24

FAX : 052-239-5915

※ 送付希望先の郵便番号・住所・送付先名・電話番号を記入してFAXを送信ください。

- ③ 次の場所にも募集要項・申請書用紙が設置されています。

・「あいちNPO交流プラザ」

名古屋市中区丸の内三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎1階

・「なごやボランティア・NPOセンター」

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ12階

・その他の設置先については、11ページ掲載の「あいちモリコロ基金相談コーナー」までお問い合わせください。

なお、提出された申請書及び添付された資料は、助成先の選考のために本基金の運営委員会で用いられます。また、助成の決定内容を委託者（愛知県）、主務官庁（経済産業省）又は第三者に提供する場合があります。

提出された申請書等は返却いたしません。

7. 選考方法

- (1) 「初期活動」は申請書の書類審査により、「展開期活動」、「企業又は行政との協働活動」及び「大規模活動」は、申請書の書類審査及び公開審査により助成先を選考します。
- (2) 公開審査会の実施要項等は、書類審査により公開審査の対象となった申請者に郵送にてご案内します。なお、公開審査会は、平成20年2月中下旬頃（予定）に名古屋市内にて開催予定です。（会場：あいちNPO交流プラザ内の予定）
- (3) 公開審査会の対象となった申請者には、公開審査会に出席し、助成活動内容について説明していただきます。なお、「企業又は行政との協働活動」助成については、原則として協働する企業又は行政とともに公開審査会に出席し、説明を行っていただきます。
- (4) 止むを得ない事情により公開審査会に出席できない申請者は、別途受託者が指定する資料の提出をもって公開審査会における出席に代えることができます。また、協働先の都合により出席が得られず、申請者が単独で説明を行う場合は、協働先が作成した協働事業の役割分担の内容がわかる資料の提出を求める場合があります。

8. 選考基準

次の項目について審査し、その合計点の高い団体等から助成対象とします。

ただし、愛・地球博理念の継承性が3点以上ない場合（5点満点）は、他の項目で高い

点を得て総得点が高い場合でも助成対象とはしません。

評価項目	評価の着眼点
(1) 愛・地球博理念の 継承性 ア. 持続可能な社会の 創造度 イ. 21世紀社会モデル 性	① 人類や地域共通の課題の存在を認識し解決を図る取組か ② 未来の世代に良好な地球環境や地域社会をもたらす取組か ③ 目的を共有する誰もが参加できる開かれた組織による取組か ④ 愛・地球博を萌芽とし、又は同博を機に一層促進した事業か 以上の各点から総合的に評価。
(2) 必要性	① 社会情勢に応じてニーズが高い事業か ② 取り組む必要性は明確な事業か なお、企業又は行政との協働活動の場合は次も評価します ① 企業又は行政と協働する必要がある活動か ② 企業又は行政との協働に適した活動か
(3) 公益性	広く地域、社会に貢献する活動か
(4) 発展可能性	今後、その成果の発展・広がりを期待できる活動か。また、次世代の育成につながる活動か
(5) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュールなど実現可能な活動か
(6) 費用の妥当性	活動の内容に見合った経費見積もりとなっているか

9. 審査結果通知

審査の結果については、応募者すべてに郵送により通知します。

なお、助成決定先については、通知後ホームページ等で公開します。

また、決定後の各助成先には、助成金給付方法、助成対象活動報告の方法等について郵送により通知します。

10. 助成金の給付

(1) 平成19年度について

助成金の給付は、申請金額に基づく概算払いとし、助成金受給者提出の振込口座指定書により、原則として平成20年1月中に銀行振込により一括給付します。

(2) 平成20年度「展開期活動」、「企業又は行政との協働活動」及び「大規模活動」について

助成金の給付は、申請金額に基づく概算払いとし、助成金受給者提出の振込口座指定書により、原則として平成20年4月中に銀行振込により一括給付します。

ただし、年度をまたぐ活動については、平成20年度の必要額を平成20年4月中に給付し、平成21年度以降の必要額は、各年度の4月に給付します。

11. 実績報告書等の提出

- (1) 助成活動が完了した日から2ヶ月以内に実績報告書及び自己評価書を提出していただきます。
- ① 平成19年度「初期活動」
最終提出期限（平成20年11月末日）
 - ② 平成20年度「展開期活動」、「企業又は行政との協働活動」及び「大規模活動」
最終提出期限（平成21年5月末日）
- なお、実績報告書等の用紙は、助成決定通知の際にお送りします。実績報告書等の提出がない場合、助成規程第18条第6号に基づき、助成金全額を返還していただきます。
- (2) 実績報告書には、実施した活動の内容が分かる写真（デジカメ撮影可）を添付していただきます。
- (3) 提出された実績報告書（活動成果）及び自己評価書は、本基金のホームページ等で公開する場合がありますのでご了承ください。

12. 活動成果の公開発表について

平成20年度の「展開期活動」、「企業又は行政との協働活動」及び「大規模活動」で助成を受けた場合、助成活動の終了後に、公開により開催する活動発表会に出席し、助成活動の成果を公開発表していただきます。（平成21年7月開催予定）

13. 助成金の返還

次の場合、助成金の全額又は一部の返還を請求します。また、悪質と受託者が認める場合にはその事実を公表します。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき
- (3) 本基金からの助成金と他助成金及び助成対象活動によって生じる収入の合計が助成対象活動の事業費総額を上回ったとき
- (4) 助成対象活動が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は助成対象期間内に完了できないとき（期間内に完了しない場合、報告をして延長の承認をされることもあります）
- (5) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断される時
- (6) 助成対象活動の終了時において、事業実績が給付金額を下回ったとき
- (7) 実績報告書及び自己評価書を提出しなかったとき

14. その他留意事項

- (1) 申請書は、助成先選考の際の審査資料となりますので、助成活動の計画に変更の生じることのないよう、十分に検討の上作成してください。
- (2) 記載事項のない場合、計算に誤りがある場合には、審査対象外となる可能性がありますのでご注意ください。
- (3) 申請書提出後辞退する場合は、書面による届出が必要になりますので、速やかにお問い合わせ先までご連絡下さい。

以上

表1 助成対象活動主体／活動エリア

活動エリア 活動主体 の所在	愛知県内	隣接県内	その他地域
愛知県内の 団体等	○	○ (ただし、活動の 成果が愛知県内に 及ぶ場合に限る。)	×
隣接県内の 団体等	○ (ただし、愛知県 内の団体等と共 催する場合に限 る。)	○ (ただし、愛知県 内の団体等と共催 する場合で活動の 成果が愛知県内に 及ぶ場合に限る。)	×
その他地域の 団体等	×	×	×

表2 助成金メニュー（上限額・助成率）

活動の種類	説 明	一申請当 たりの上限額	助成率
① 初期活動	申請受付日現在で3年を超えない団体等が行う、愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動	30万円	10/10
② 展開期活動	(ア) 愛・地球博理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動 (イ) 上記(ア)の活動を支援する活動	100万円	8/10
③ 企業又は行政との協働活動	企業又は行政と協働して行う愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動 なお、企業又は行政には給付しない	100万円	10/10
④ 大規模活動	②及び③において、影響力が大きな活動、先進的なモデルとなる活動で、十分な事業経験や知識等があると認められる者が行う大規模なもの	500万円	② 8/10 ③ 10/10

以 上

お問い合わせ先

1. 本公益信託ホームページアドレス <http://www.morikorokikin.jp>

※ 募集要項や申請書がダウンロードできます。(募集期間中)

2. お問い合わせ窓口 (本助成金の対象範囲や申請書の記入方法など)

「あいちモリコロ基金相談コーナー」

※ 開設期間：各募集期間中の月曜日から金曜日（祝日除く）10時～17時
〒460-0051 名古屋市中区三の丸三丁目2番1号愛知県東大手庁舎1階
あいちNPO交流プラザ内に設置されます。

電話：052（971）7770

FAX：052（971）7789

E-mail：office@morikorokikin.jp

(運営：基金サポート組織 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ)

※ なお、本公益信託のホームページと基金サポート組織のホームページとは別個のものにつき、同法人の電話番号・ホームページ等に本公益信託関連のご質問等のご遠慮ください。

3. 申請書郵送先：本公益信託受託者

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目21-24

三菱UFJ信託銀行株式会社名古屋法人営業部「あいちモリコロ基金」係宛

※ 申請書の受領通知は致しませんので配達記録郵便にてご郵送ください。FAX・メールでは受け付け致しません。

※ 株式会社三菱東京UFJ銀行とは別法人につき、誤送付のないようご注意ください。

本公益信託「愛・地球博開催地域社会貢献活動基金」は、2005年日本国際博覧会の収益金を基に平成19年8月30日に設立されました。

委託者：愛知県

受託者：三菱UFJ信託銀行株式会社